

(仮称) 津市久居ホール管理運営検討委員会設置要綱

平成27年12月22日

(設置)

第1条 (仮称) 津市久居ホール(以下「久居ホール」という。)の管理、企画運営等について、専門家等の意見を聴き、久居ホールの管理運営計画の作成に資するため、(仮称) 津市久居ホール管理運営検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、久居ホールの管理、企画運営等について検討し、市長に対し意見を述べるものとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員7人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化政策及び文化施設の専門的知識を有する者
- (2) 劇場等の企画及び運営に係る業務の経験を有する者
- (3) 文化芸術に関する活動を行う者
- (4) 地域活動を行う者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 (仮称) 久居ホール整備に係るアドバイザーは、委員会の会議に出席し、意見を述べ、又は説明をすることができる。

(意見等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、スポーツ文化振興部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。